

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 42(オ)597	原審裁判所名	名古屋高等裁判所
事件名	土地境界確認等請求	原審事件番号	昭和 40(ネ)563
裁判年月日	昭和 43 年 3 月 1 日	原審裁判年月日	昭和 42 年 2 月 27 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	破棄差戻		
判例集等	民集 第 22 卷 3 号 491 頁		

判示事項	土地所有権の時効取得の要件として無過失でないとされた事例
裁判要旨	相続人が、登記簿に基づいて実地に調査すれば、相続により取得した土地の範囲が甲地を含まないことを容易に知ることができたにもかかわらず、この調査をしなかつたために、甲地が相続した土地に含まれ、自己の所有に属すると信じて占有をはじめたときは、特段の事情のないかぎり、相続人は右占有のはじめにおいて無過失ではないと解するのが相当である。

全 文	
主 文	<p>原判決を破棄する。</p> <p>本件を名古屋高等裁判所に差し戻す。</p>
理 由	<p>上告代理人浦部全徳、同鶴見恒夫の上告理由第一点ないし第四点について。</p> <p>原審（その引用する第一審を含む）は、被上告人の時効取得の抗弁を判断するにあたり、「成立に争のない甲第二号証、第一審における証人 D（第一、二回）、E の各証言、被告本人の供述、原告本人の供述の一部によれば次のことが認められる。</p> <p>(1)本件 a 番の土地は元被告の養父の所有であつたが、昭和五年七月一九日家督相続により被告がその所有権を取得したこと、爾来右土地は被告のためその実父 D が管理していること、同人は a 番の土地の範囲は b 番の c の土地を含めて（第一審判決添付の）別紙図面 A' B' B 以北の土地と考え、之を訴外 F 某に賃貸し、同人は右地上に別紙図面 A' B' 線より約一尺近くも屋根部分（妻）が張り出している建物を昭和五年以前に建築所有していたこと、その後 D は右家屋を買受け之を他に貸していたが、昭和三四年頃之をこわしたこと、(2)以下略……以上の事実が認められる。そして右認定事実によれば、被告は D を介して b 番の c の土地を a 番の土地を相続によつて取得した昭和五年七月一九日以来原告から右抗議のあつた昭和三四年頃まで所有の意思を以つて平穩公然無過失に占有して来たものといえる。」と判示している。</p> <p>しかしながら、右掲記の証拠方法中には、被上告人が昭和五年七月一九日からまたは昭和五年以前から b 番の c の土地（四・七八坪）を占有していたことを認むべき証拠は全く見当らず、かえつて第一審の証人 D（第二回）は、「被上告人が右土地を所有していた頃には該土地上には建物はなかつたが、私が F に土地を貸したら、同人が昭和一一年頃に建物を建てた」旨供述している。それにもかかわらず、原判決は、前記のとおり、被上告人が昭和五年七月一九日以来右土地を占有してきたことを認めることができるといつている。そうとすれば、原判決には、証拠によらずに事実を認定した違法があり、右昭和五年七月一九日を起算点として、昭和一五年七月一九日の経過とともに時効により右土地の所有権を取得したとの判断も違法で</p>

あり、これが判決に影響を及ぼすこと明らかである。

また、被上告人が a 番につき昭和五年七月一九日家督相続により所有権を取得したこと、および、a 番と b 番との境界線が A B 線であることは、原審が適法に認定したところである。そして、右境界線が A B 線であることは、原審が a 番および b 番の両地の登記簿謄本、測量図、検証の結果等によつて認めたものであるから、登記簿に基づいて実地に調査すれば、右境界線が A B 線であることを容易に知り得たことがうかがえる。したがつて、被上告人が相続当時右境界線が A B 線であることを確認することは困難でなかつたといわなければならない。そうとすれば、原判決が認定する被上告人が a 番の所有権を相続により取得した昭和五年七月一九日に b 番の c の土地（四・七八坪）を a 番の土地の一部で自分の所有に属すると信じたとしても、それについては、他に特段の事情のない限り、無過失であるとはいえないと解するを相当とする。原判決が、被上告人が右のように信ずるについては直ちに無過失であつたといつてゐるのは、民法一六二条二項の解釈適用を誤まつた違法があるといわなければならない。被上告人が昭和五年七月一九日以来 b 番の c の土地（四・七八坪）を所有の意思をもつて平穩公然、かつ無過失に占有してきたから、昭和一五年七月一九日の経過とともに、右土地を時効取得したとの判断も違法であり、これが判決に影響を及ぼすこと明らかである。

よつて、論旨は理由あり、上告理由中その他の点についての判断を省略し、本件について更に審理を尽させるため、事件を原審に差し戻すべきものとし、民訴法四〇七条一項に従い、裁判官全員的一致で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外
裁判官 色川幸太郎）

※参考：判例タイムズ 221 号 115 頁、判例時報 516 号 38 頁、金融商事判例 98 号 2 頁